

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則九―五（給与簿）の一部を改正し、次に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

令和三年三月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―五―六

人事院規則九―五（給与簿）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三条 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）</p>	<p>第三条 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）</p>

が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。

一〇五 （略）

（削る）

第十三条の二 職員は、給与の支払を受けるときは、規則九―七（俸給等の支給）第一条の三の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によつてその支払を受けるときを除き、給与事務担当者の保管する基準給与簿にその受領をしたことを適宜の方法に

が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。

一〇五 （略）

六| イラク人道復興支援等手当の計算上必要な
事項|

第十三条の二 職員は、給与の支払を受けるときは、規則九―七（俸給等の支給）第一条の三の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によつてその支払を受けるときを除き、給与事務担当者の保管する基準給与簿にその受領に係る押印をしなければな

<p>2 (略)</p> <p>より示さなければならぬ。この場合において、基準給与簿にその受領をしたことを示すことが困難なとき、又は法律若しくは規則により職員の指定する者に支払うことが認められているときは、それぞれ当該職員又は当該職員の指定する者の受領証をもつてこれに代えることができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>らぬ。この場合において、遠隔の地に所在する官署に勤務する等の理由により押印することが困難なとき、又は法律若しくは規則により職員の指定する者に支払うことが認められているときは、それぞれ当該職員又は当該職員の指定する者の受領証をもつてこれに代えることができる。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。